

## 取扱いの変更について

番号確認書類として、「マイナンバー記載の住民票の写し」又は「マイナンバー記載の住民票記載事項証明書」を提出する場合は、コピーの提出も認めることとしました。

「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」の変更箇所は、以下をご確認ください。

3 ページ

「確認書類」の用意	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下表「○」の確認書類についてA4の用紙に、全体が見えるようにコピー（白黒可）をとってください。<del>（番号確認書類として住民票の写し・住民票記載事項証明書を提出する場合は、原本を提出してください。）</del></li> <li>● 書類の有効期限を確認してください。提出時点で有効期限が切れている書類は無効です。</li> </ul>	
番号確認書類	<p>○本人（学生・生徒）</p> <p>●マイナンバーカード裏面のコピー</p>  <p>*マイナンバーカードとは・・・ 顔写真付きで、申請した人のみ所持しているプラスチック製のカード</p>
	<p>○家計支持者 【主として家計を支えている人】</p> <p>●通知カードのコピー</p>  <p>*通知カードとは・・・ 平成27年10月から全世界に配られた紙製のカード</p> <p style="text-align: right;"><b>原本又はコピー</b></p>
	<p>○家計支持者 【その他に家計を支えている人】</p> <p>●マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写し<del>（原本）</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当者のみ（本人または家計支持者）が記載された住民票を用意してください。住民票記載事項証明書でも可能です。</li> <li>・ 発効日・発行印があり、発効日が6か月以内のものが有効。</li> <li><del>・ コピーの提出は認められません。</del></li> </ul>

### ご注意

「『マイナンバー提出書』のセット」に同封されている「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」は、変更前の内容で記載されています。

※ 本件については、日本学生支援機構でも周知を行います。

(1904)